

家族介護用品支給事業について

【事業概要】

- ◇目的 要介護4又は5の方を在宅で介護している家族に対し、介護用品を支給することで、家族介護による心理的・経済的負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅生活の継続を支援する。
- ◇対象者 要介護4又は5の方を在宅で介護している家族
- ◇支給方法 給付券を交付し、町が指定する事業所で利用者が介護用品と引き換える。(対象品目は裏面参照)
- ◇給付額 月額6,500円(給付額を超える分は利用者負担)
- ◇利用状況
- | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|------------|------------|------------|------------|
| 実利用者数 | 34人 | 39人 | 28人 | 26人 |
| 延べ利用回数 | 272回 | 194回 | 187回 | 186回 |
| 支給額 | 1,745,644円 | 1,265,321円 | 1,214,765円 | 1,207,384円 |
- ◇財源内訳 国交付金38.5%、道交付金19.25%、町一般会計からの繰入金19.25%、第1号被保険者保険料23%

【見直し案】

- ①対象品目…紙おむつ、紙パンツ、尿取りパット、おしり拭き(いずれも介護用に限る)、使い捨て手袋の5品目に限定する。
- ②対象者等…非課税世帯(事業対象者及び要介護者)のみを対象とする。

	第8期介護保険事業計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者	非課税世帯のみ ※ただし、令和2年度から継続利用している方は、課税世帯も対象(緩和措置)		非課税世帯のみ
給付額	未定 ※緩和措置により該当となる方は、給付額の半額 変更予定なし		未定

家族介護用品支給事業対象用品一覧

対象品目	対象品例	留意事項
トイレ関連用品	紙おむつ 紙パンツ 尿取りパット トレーニングパンツ 使い捨てミニトイレ 介護用手袋 おむつカバー 失禁パンツ 介護用消臭剤	
スキンケア関連用品	清拭剤（おしり拭き・からだ拭き） 清拭料 ドライシャンプー	介護用清拭剤以外のウェットティッシュ等は対象としない。
口腔ケア関連用品	介護用口腔ケアブラシ 介護用保湿ジェル 介護用口腔ケア用ウェットティッシュ 口腔用綿棒 口腔洗浄時汚水受	
床周り関連用品	防水シーツ 介護用肌着	
食器関連用品	介護用スプーン、フォーク、箸 介護用吸い飲み、コップ	介護用レトルト食品等は対象としない。
入浴関連用品	すべり止めマット	店頭にない場合は、取り寄せが必要となる場合があります。
その他	介護用エプロン 介助用ベルト	

※この他、本表に掲げられていないもので必要と認められるものについては、事業対象用品として検討するものとする。

